

I .イギリス、北欧、カナダ（海外諸国）における、権利擁護のための仕組みと、個別救済の取組

2019.12.19

堀 正嗣

（熊本学園大学）

子どもの権利の保護および促進における独立した 国内人権機関の役割（CRC 一般的意見第2号 2002）

1. 子どもの権利条約第4条は、締約国に対し、「この条約において認められる権利の実施のためのあらゆる適当な立法上、行政上およびその他の措置をとる」ことを義務づけている。独立した国内人権機関（National Human Rights Institutions、NHRI）は条約の実施を促進および保護するための重要な機構であり、子どもの権利委員会は、締約国が批准と同時に行なった、条約の実施を確保しかつ子どもの権利の普遍的实现を前進させるというコミットメントのなかに、このような機関の設置が含まれると考えるものである。これとの関連で、委員会は、条約の実施を促進および監視するため、多くの締約国で国内人権機関および子どもオンブズパーソン／子どもコミッショナーならびに同様の独立機関が設置されたことを歓迎してきた。（平野裕二訳）

国内人権機関の役割

子どもの権利や利益が守られているかどうかを行政から独立した立場で監視する。

(監視)

子どもの代弁者として、子どもの権利の保護・促進のために必要な法制度の改善の提案や勧告を行う。(政策提言)

子どもからのものを含む苦情申立てに対応し、必要な救済を提供する。(救済)

子どもの権利に関する教育や意識啓発を行う。(教育・啓発)

平野裕二（2001）「子どもオンブズパーソンの国際的動向」喜多明人他編著『子どもオンブズパーソン』日本評論社.

世界では. . .

- ⑩ 60か国以上が設置 (注4)
- ⑩ 1981年にノルウェーで初めて設置
- ⑩ ヨーロッパでは34か国で設置 (注5)
- ⑩ 2013年にはオーストラリアで設置
- ⑩ 2019年にはマレーシアで設置

日本では. . .

- ・ 自治体レベルで広がっているが、国にはない

(注1) 子どもオンブズマンと子どもオンブズパーソンの名称を用いる国もある。

(注2) 州や自治体レベルで設置されることもある。

(注3) 個別の権利侵害について苦情申立を受け、調査・勧告を行う国もある。

(注4) ユニセフカナダ「今こそカナダのために国の子どもコミッショナーを」(2010年)

(注5) 子どもオンブズパーソン・ヨーロッパネットワークのウェブサイトより(2018年現在の数)

(大谷美紀子氏作成)

英国子どもコミッショナー

	イングランド	ウェールズ	スコットランド	北アイルランド
名称	Children's Commissioner for England	Children's Commissioner for Wales	Commissioner for Children and Young People Scotland's	Northern Ireland Commissioner for Children and Young People
根拠法	Children Act 2004・Children and Families Act 2014	Care Standards Act 2000・Children's Commissioner for Wales Act 2001	The Commissioner for Children and Young People (Scotland) Act 2003・The Children & Young People (Scotland) Act 2014	The Commissioner for Children and Young People (Northern Ireland) Order 2003
設置年	2005年	2001年	2004年	2003年
職務	子どもの権利を保護し促進すること	子どもの権利と福祉を保護し促進すること	子どもの権利を保護し促進すること	子どもの権利と最善の利益を保護し促進すること
任命	英国政府	地方政府	英国女王	地方政府
任期	5年+5年	7年(再任不可)	8年以内(議会が決定)	4年+4年
予算(2017-18) (2018.11.26換算)	£2,471,000 (357,487,719円)	£1,583,000 (229,094,172円)	£1,377,000 (199,266,055円)	£1,339,429 (193,844,206円)
人口(2017)	55,619,400	3,125,200	5,424,800	1,870,800
予算/人口	£ 0.04 (6.42円)	£ 0.51 (73.8円)	£ 0.25 (36.8円)	£ 0.72 (101.6円)
予算決定	英国政府	地方政府	地方議会	地方政府
年次報告提出先	英国国会	地方政府	地方議会	地方政府
調査権限	有	有	有	有
個別ケース調査	無	有	有	有
子ども参加	有	有	有	有

イングランド子どもコミッショナー アン・ロングフィールド（元民間団体代表）

①内閣総理大臣が1名の子どもコミッショナーを委嘱（1期5年、2期まで可）

②コミッショナーが予算（約3億6千万円）・運用・人事の権限を有する。

③多様な属性の専門性のあるスタッフ（26名）の配置

（調査部門／政策提言部門／相談・救済部門／子ども参加・意識啓発部門／総務部門）



イングランド子どもコミッショナー調査報告書（2010-2018）

カテゴリー	レポートの数
子どもの参画、若年介護者、メンター制度、苦情制度、EU離脱の影響、遊び、軍人家庭の子ども、家庭教育	各1
アル中の親、保健、北部で育つ	各2
独立アドボカシー、障害児、人権一般	各3
女子差別、貧困、弱い立場の子、安全な住居、デジタルでの安全、SNSと個人情報	各5
精神疾患	6
事業計画等	7
少年司法（制度、取り扱い等）	10
不法移民等	12
政策レビュー（提言等）	14
性被害（レイプ、ポルノ、暴力団の性的搾取）、性的虐待	15
教育（退学、特別支援、安全、苦情、学校保健等）	16
養護（制度、子どもの声、里親、ケアリーバー等）	20

イングランド子どもコミッショナー 子どもの声を聴く (Help at Hand)

- 社会的養護・ケアリーバーの子どもへの個別対応
- 電話やメール等での個別相談
 - 2016年 750件/年
 - 2017年 1500件/年
 - 職員26人のうち4人はhelp at hand対応要員。

相談例

「姉妹一緒に里親家族のもとで暮らしたい」

「養護を離れたケアリーバーが、地方税を免除してもらうにはどうすればいい？」

「帰る場所がない、ホームレスです」

(吉岡美夏氏作成)

北欧子どもオンブズマン

	ノルウェー	スウェーデン
名称	Ombudsman for Children in Norway (Barneombudet)	Ombudsman for Children in Sweden (Barnombudsmannen)
根拠法	ACT NO. 5 OF MARCH 6. 1981	The Children's Ombudsman's Act 1993
設置年	1981	1993
職務	公私の機関に対して子どもの利益を促進すること及び子どもが育つ環境の改善を追究すること	国連・子どもの権利条約にもとづくスウェーデンの誓約に照らし、子どもおよび若者の利益を代表する
任命	国王	政府
任期	6年（再任不可）	6年
予算(2017-2018) (2018.11.26換算)	21,461,000 (NOK) 〔284,726,306〕	40,295,000 (SEK) 〔503,190,017円〕
人口	5 305,000人	9,911,000人
予算/人口	4.05 (NOK) (53.8円)	4.07(SEK) (50.8円)
予算決定	政府	政府
報告書提出先	政府	政府
調査権限	有	有
個別ケース調査	無	無
子ども参加	無	無

ノルウェイ子どもオンブズマンの提案で実現

- ①子ども家庭省・子ども家庭大臣
- ②子どもの家
〔Children's House〕

* 性的虐待・犯罪など法的証言が必要な場合等に利用される機関。主要都市に設置。ワンストップで、子どもに配慮した環境で必要な調査ができる。また子どもの立場に立って加害者訴追を行う。

1995,デンマーク
2004,アイスランド
2012,フィンランド

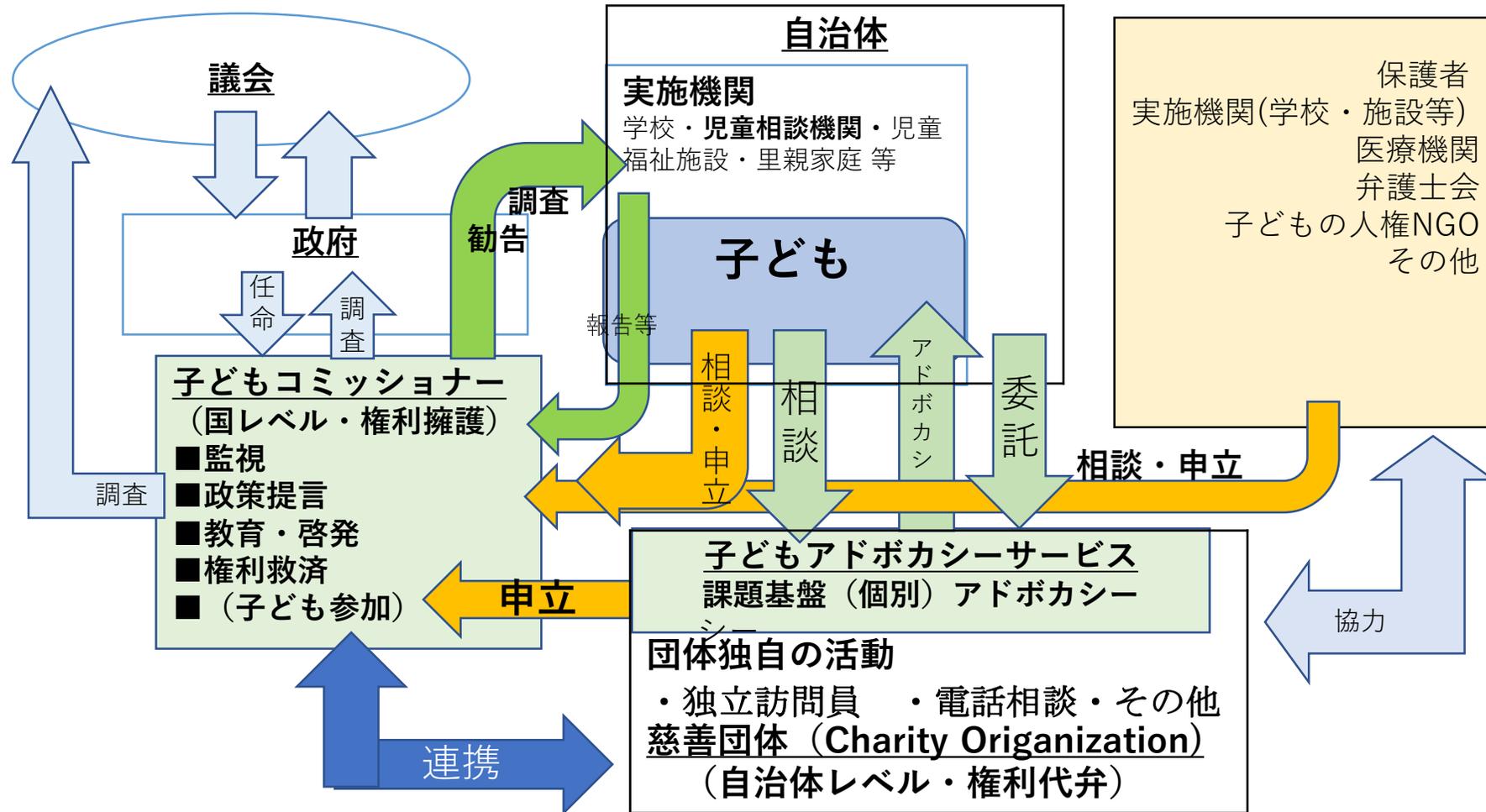
カナダオンタリオ州子どもアドボケイト

様々な名称・形態で各州に設置
 ・ Provincial Advocate for Children and Youth (オンタリオ州)〔2019年5月1日まで〕

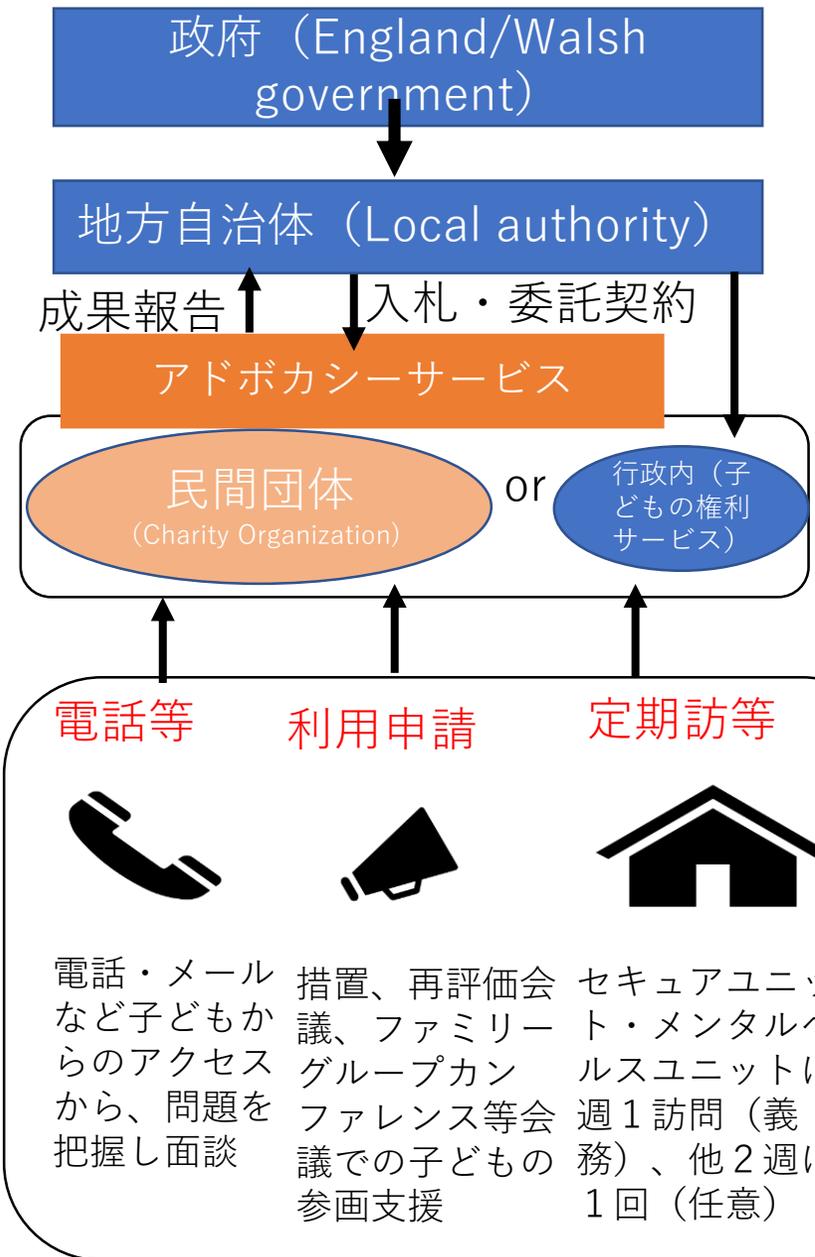
・ Child and Youth Advocate (アルバータ州)
 ・ Representative for Children and Youth (ブリティッシュコロンビア州)
 ・ Commission des droits de la personne et des droits de la jeunesse (ケベック州) 等

名称	Provincial Advocate for Children and Youth (Office of Child and Family Service Advocacy)
根拠法	Provincial Advocate for Children and Youth Act 2007(Child and Family Services Act, 1984)
設置年	2007(1984)
職務	子どもの代弁／子ども・親とサービス提供者間の理解促進／子どもの権利教育／調査と勧告
任命	州議会の指名により副知事が任命
任期	5年+5年
予算額(2017-2018) (2018.11.26換算)	\$ 10,598,265 (905,593,807円)
人口(2018)	14,322,757
予算／人口	\$ 0.74(64.7円)
予算決定	州議会
報告書提出先	州議会議長
調査権限	有
個別ケース調査	有
子ども参加	有
対象	要保護・要支援・障害児・先住民など
閉鎖	2019年5月1日

イングランド・ウェールズにおける子どもの権利擁護・アドボケイト制度の全体像



イングランド・ウェールズの子どもアドボカシーサービス



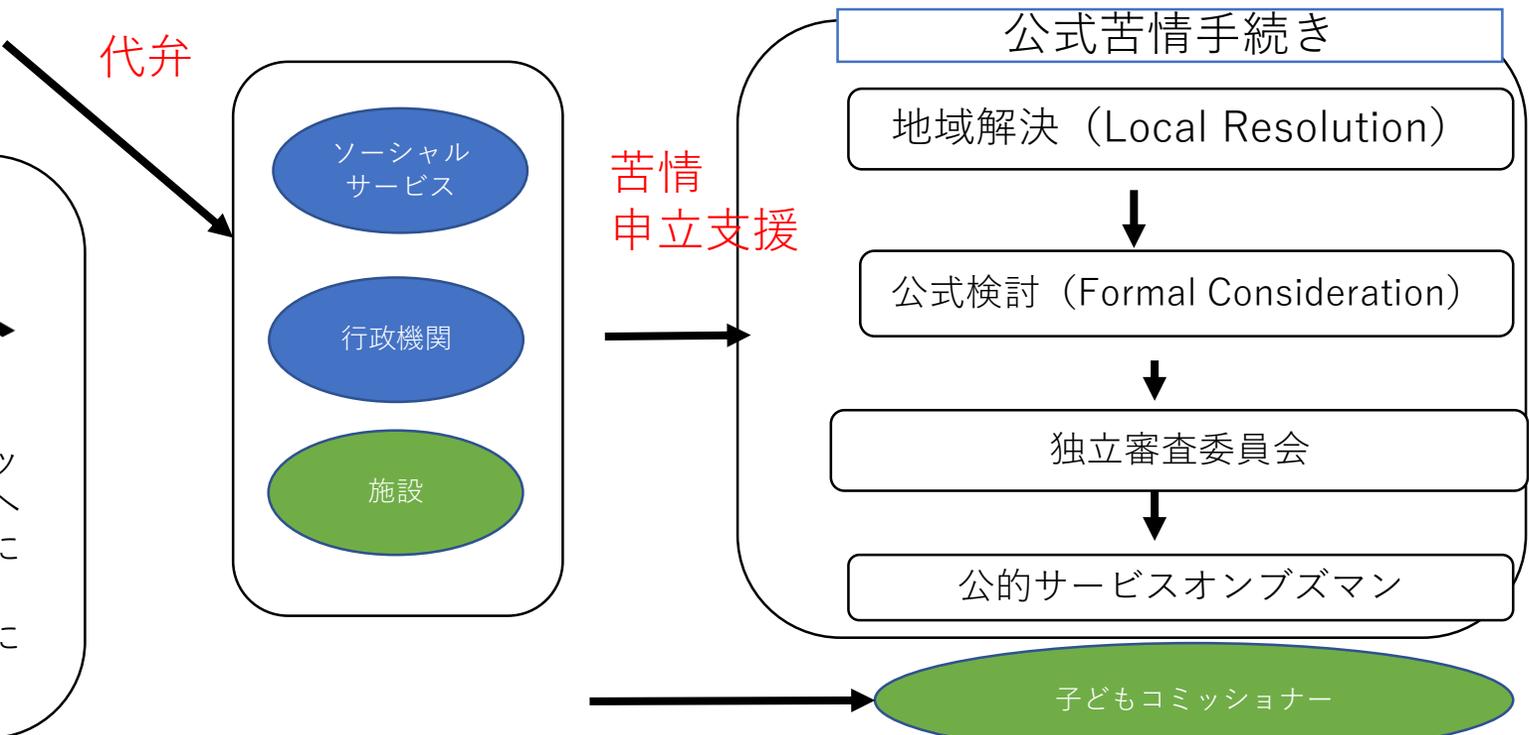
根拠：1989年児童法 (26A Advocacy services) 開始2002年～
→全国基準→ガイドライン→養成指針 (民間作成)

財源：例) ウェールズ政府500K～550K£ + 地方自治体 = 500K£
= 合計約 1 million£ = 1億4千500万円 (18千円/人・保護)

対象：28,105人 (要保護8,720人、要支援19,385人)

運営：民間委託 (76%) ・ 行政運営 (23%)

養成：認定資格 (135時間) / 初期研修 (2～3日)



II. 日本国内における、権利擁護及び個別救済の取組

ー川西市子どもの人権オンブズパーソン制度についてー

川西市子どもの人権オンブズパーソンの組織運営

(1) 根拠：川西市子どもの人権オンブズパーソン条例（1998年）

(2) 組織

- ① 3名～5名のオンブズパーソンを市長が任命
 - ・市長の付属機関、地方自治法上の専門委員
 - ・調査・勧告・意見表明・公表権限を持つ（市の機関に協力義務）
 - ・ケースについては独任制で担当
- ② 3～5名程度の調査相談専門員を雇用、オンブズに復命
- ③ 行政職員を事務局責任者として配置、オンブズに復命

(3) 運営

- ① 市役所内の独立した事務所と駅前ビルに相談室を有する
- ② 付属機関としての合議を行う原則公開の会議を定例的に開催
- ③ 原則非公開のケース検討の場（研究協議）を定例的に開催

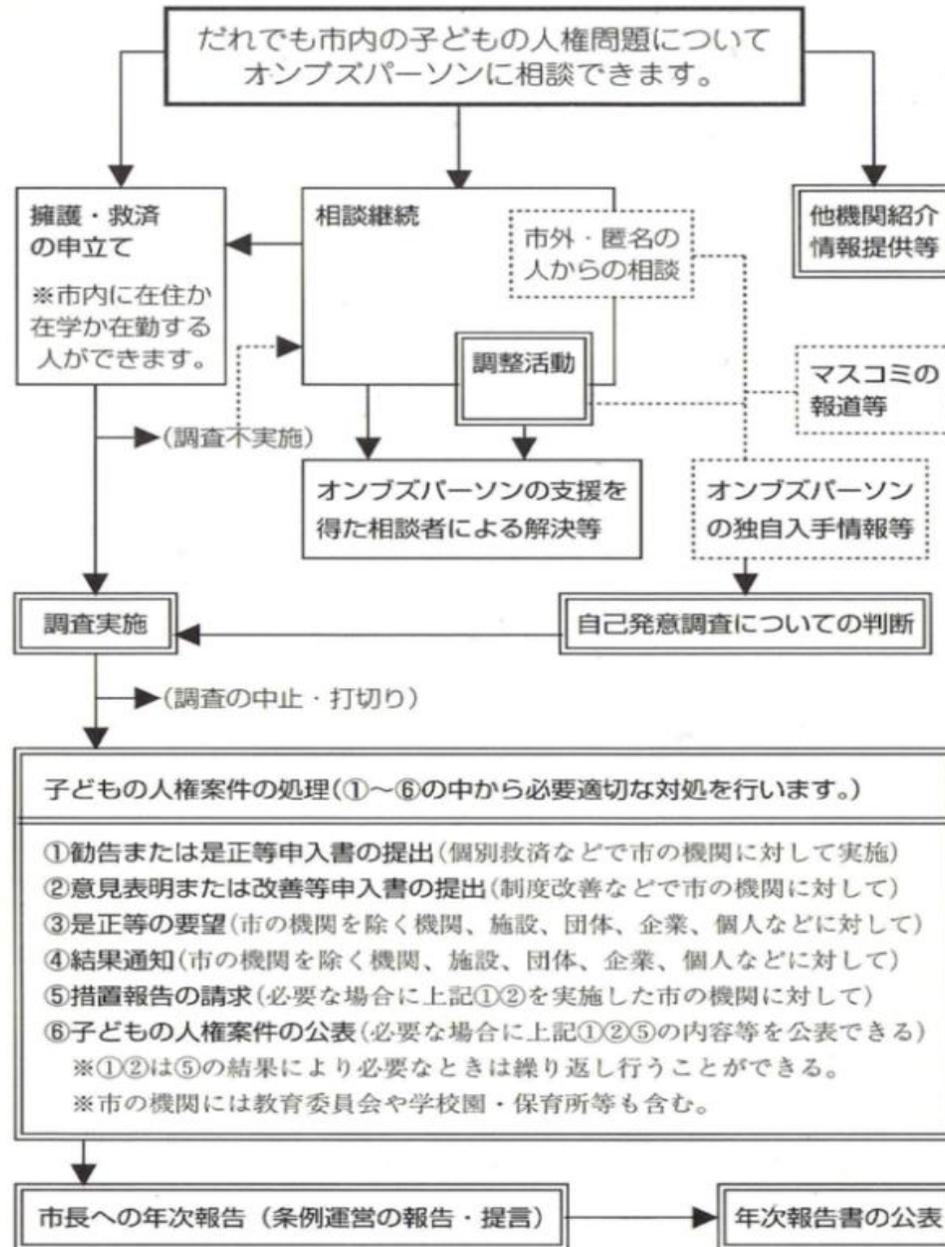
子どもの人権オンブズパーソンの職務

第6条 オンブズパーソンは、次に掲げる事項を所掌し、子どもの人権案件の解決に当たる。

- (1) 子どもの人権侵害の救済に関すること。
- (2) 子どもの人権の擁護及び人権侵害の防止に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、子どもの人権の擁護のため必要な制度の改善等の提言に関すること。

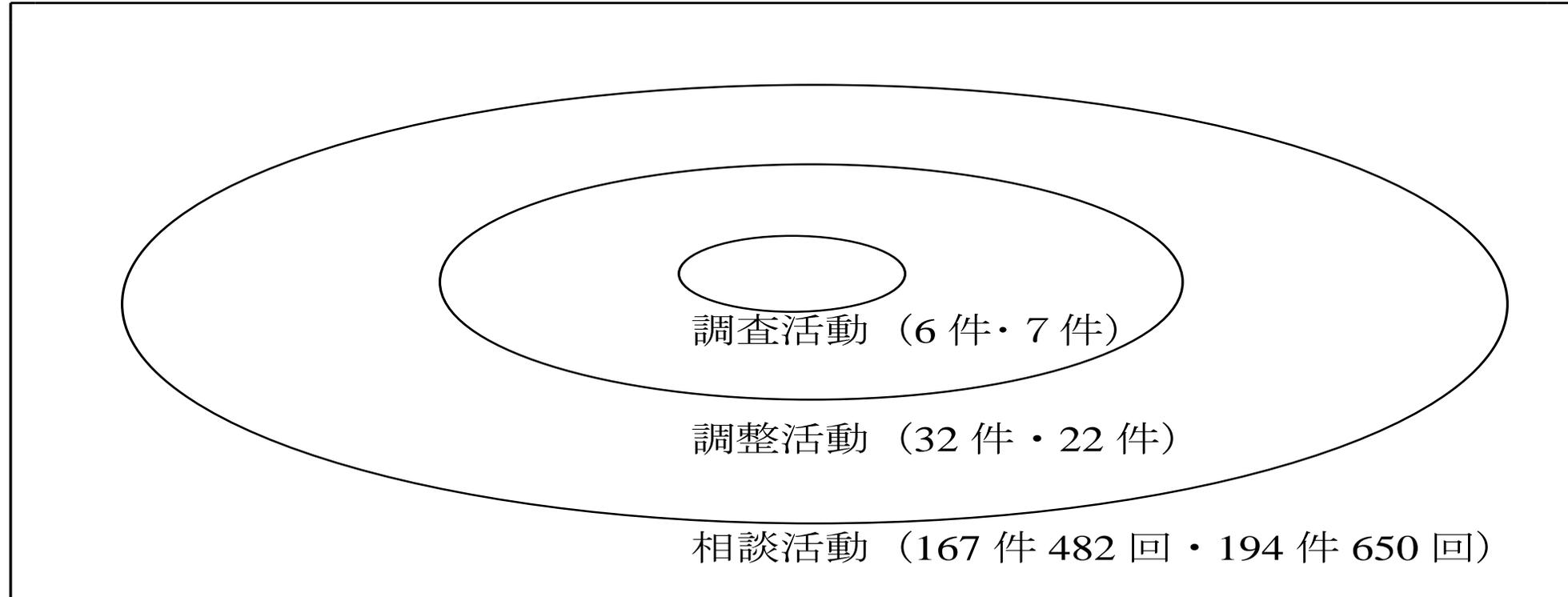
(川西市子どもの人権オンブズパーソン条例)

川西市子どもの人権オンブズパーソン制度のしくみ



※図中の二重線枠内はオンブズパーソンによる対応等を示す。

川西市子どもの人権オンブズパーソンの活動



広報・啓発活動 (79回 3066人・92回 3436人) < 1999年・2000年 >

子どもの人権オンブズパーソンのジレンマ

- ① 児童相談所・児童福祉施設に権限が及ばない。
- ② 子どもの利益の擁護者及び代弁者 and 公平かつ適切に、市の機関との連携

第7条 オンブズパーソンは、子どもの利益の擁護者及び代弁者として、並びに公的良心の喚起者として、本市内の子どもの人権に係る事項についての相談に応じ、又は子どもの人権案件を調査し、公平かつ適切にその職務を遂行しなければならない。

2 オンブズパーソンは、その職務の遂行に当たっては、関係する市の機関との連携を図り、相互の職務の円滑な遂行に努めなければならない。

第8条 市の機関は、オンブズパーソンの職務の遂行に関し、その独立性を尊重し、積極的に協力、援助しなければならない。（川西市子どもの人権オンブズパーソン条例）

まとめ

- ①子どもの権利擁護を統括する国レベルの「国内人権機関」（子どもコミッショナー等）の設置は不可欠である。
- ②子どもの苦情や不服の申立を受けて審査し、調整を行ったり権利侵害から救済する、都道府県（児相設置自治体）レベルの権利救済機関が必要である。
- ③独立性をもって意見表明支援を行う、子どもの側に立つアドボケート制度が必要であり、専門性のある民間団体への委託が望ましい。
- ④国・都道府県・基礎自治体の各レベルの権利擁護機関が連携して、子どもの権利擁護を行う仕組みが必要である。